

参政党 新憲法「構想案」を読む ①

「国体」論 ①



参院選候補とともに街頭で演説する参政党の神谷宗幣代表（右から2人目）＝7月5日、大阪市内

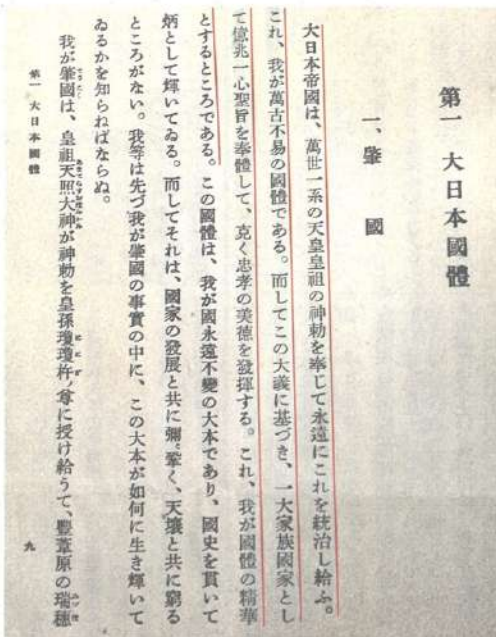
参政党が5月に発表した「新日本憲法（構想案）」（以下「構想案」）。同党の神谷宗幣代表は「現行の日本国憲法を改正するというスタンスではなく、「全く新しい憲法を一から創造する」と述べています。その理由は「日本国憲法は大東亜戦争の敗北に伴うアメリカ・G H Qの監視下で公布されたものであり、日本人の意思でつくられたものではないから」「たとえ憲法の細部を変えたところで根本的な改善には至らない」というもの。日本国憲法を全面的に廃止し、新しい憲法をつくるというのです。その最大の特徴は、ウルトラ右翼「極右」といって同党の保守復古の立場です。

その極右性を貫くキーワードが「國體（国体）」という言葉です。（「國體」は一部を除き現代表記、括弧内は本紙注、以下同）「構想案」は前文と33の条文から成りますが、「前文」では「天皇は、いにしえより國を治めし（治める）こと悠久であり、國民を慈しみ、その安寧と幸せを祈り、國民もまた天皇を敬慕し、国全体が家族のように助け合っている」とし、「これが今も続く日本の國體である」としています。また「第五章 統治組織」の22条では「統治は、國體を尊重し、國民のため、和の精神をもって行」と規定。「構想案」の根本目的は「今も続く日本の國體」の尊重と発展にあると述べています。

「國體」とは何か。それは戦前の天皇絶対の体制のもとで、「臣民」たる國民を教育・教化し、その体制への全面的な服従と貢献、奉仕を求めるためにつくられた特別の観念でした。これを國民に徹底するために編纂された書物があります。昭和12年（1937年）3月に当時の天皇制政府・文部省思想局が編纂、発行した『國體の本義』です。同年7月の盧溝橋事件で日本が本格的な中国侵略に乗り出す前後の時期でした。

「構想案」は「今も続く日本の國體」と、戦前と戦後の「連続性」を強調しており、その内容を詳しく吟味する必要があります。

キーワードは「國體」



『國體の本義』（文部省思想局発行）にある参政党「新憲法案」とうり二つの文章（傍線部分）



参政党の憲法「構想案」＝同党公式サイトから

『國體の本義』では、「君民一体」をめぐり「我等臣民は、西洋諸國に於ける所謂人民と其の本性を全く異にしてゐる」として、君主人民の対立を前提にする思想を批判。「独立した個々の人間の集合である人民が、君主に對し君主を擁護する如き場合に於いては、君主と人民との間にこれを一體たしめたる深い根源は存在しない」とします。そのうえで「然るに我が天皇と臣民との關係は、一つの根源より生まれ、聖國以來一體となつて來てゐるものである」と説いています。

「我が國は皇室を宗家として奉り、天皇を古今に亘る中心と仰ぐ君民一體の一大家族國家である」としています。永続する天皇による統治を前提に、天皇を頂点とする「家族國家」として、天皇に對し國民が忠誠を尽くすことが「國體」の本質でした。参政党の「構想案」はこの思想を踏襲するものです。「構想案」1条は「日本は、天皇のしるす君民一體の國家である」とし、3条で「天皇は、元首として國を代表し」と「天皇主權」を宣言。天皇は元首として國を内外に代表し、政治權力を保有して國を治める一方、國民は「君民一體」とされ、天皇の統治に服します。「君民一體」は、國民が天皇に臣服することを表す大日本帝國憲法上の「臣民」に連なります。

「和」とはまた公案で国会・内閣・裁判所による「統治は、國體を尊重し、國民のため、和の精神をもって行」と規定。当たり前のことのように見えますが、根本的問題をはらみます。

『國體の本義』では「和」について「語つてゐるか。『我が國の和は、理性から出た、互いに独立した平等な個人の機械的な協調ではなく、全体の中に分を以て存在してゐる一體を保つことの大和である』と述べています。つまり「和」は、単に「仲良くする」とではなく、個人が「個」としての独立・自律よりも全体の中に埋没し、全体との調和と一體性を保つという「精神」を表すものなのです。ファシズムに連なる危険を持っています。